

## さいたま市建築基準法第43条第2項第1号認定基準

建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）第43条第2項第1号の規定に基づく認定に関し必要な事項を定め、適正な運用を図ることを目的とする。

### （基本事項）

第1 敷地が接する道は、原則として平成11年5月1日に現に存するものとし、かつ、一般の通行の用に供し道路と同等の機能を有するもので、法第42条第1項の規定による道路とすることが困難なものとする。

### （道の基準）

第2 対象となる道は、「農道その他これに類する公共の用に供する道であること。」、「令第144条の4第1項各号に掲げる基準に適合する道であること」のいずれかの基準に適合するものとし、道路に直接通ずるもので、かつ、将来にわたって安定的に維持管理されるものとする。また、「農道その他これに類する公共の用に供する道」にあつては、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- 一 農道又は林道
- 二 河川等の管理用の道
- 三 土地区画整理法等による事業計画のある道
- 四 水路敷を道路状に整備した道
- 五 その他これらに類する道

### （建築物の敷地、構造等の基準）

第3 対象とする建築物は、交通上、安全上、防火上及び衛生上支障がないものとして次の各号のすべてに該当するものとする。

- 一 敷地は、道に避難上有効に2メートル以上接するもの。
- 二 建築物の出入口は、道に避難上有効に通ずるもの。
- 三 外壁を耐火構造、準耐火構造又は防火構造とし、軒裏の仕上げを不燃材料としたもの。
- 四 敷地面積は、100平方メートル以上のもの。ただし、平成30年9月25日以前より、建築物の敷地として使用されている土地の全部を一の敷地として使用する場合等のやむを得ないと認められるものは、この限りでない。
- 五 建築物は、道をその幅員にかかわらず、幅員4メートルの道路とみなして建築制限を受けたもの。
- 六 建築物は、防火上、衛生上配慮したもので、防火及び衛生に関する規定に適合することが確認でき、かつ、工事監理者が適切に工事を監理することが明確となつて

いるもの。

附則

この基準は、平成31年4月1日から施行する。

附則

この基準は、令和3年4月1日から施行する。(い)